

農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 工藤 勝博

- 1 日時
平成 27 年 3 月 19 日（木曜日）
午前 10 時開会、午後 1 時 45 分散会
（うち休憩 午前 11 時 50 分～午後 1 時）
- 2 場所
第 2 委員会室
- 3 出席委員
工藤勝博委員長、高橋孝眞副委員長、佐々木大和委員、渡辺幸貫委員、喜多正敏委員、
後藤完委員、小野共委員、高田一郎委員、清水恭一委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
田内担当書記、水野担当書記、佐々木併任書記、眞島併任書記、阿部併任書記
- 6 説明のため出席した者
小原農林水産部長、浅沼副部長兼農林水産企画室長、工藤農政担当技監、
伊藤農村整備担当技監兼農村計画課総括課長、佐藤林務担当技監、大村水産担当技監、
高橋競馬改革推進室長、五日市技術参事兼水産振興課総括課長、熊谷理事心得、
黒田農林水産企画室特命参事、藤代農林水産企画室企画課長、
瀧澤農林水産企画室管理課長、高橋団体指導課総括課長、
高橋団体指導課指導検査課長、上田流通課総括課長、高橋農業振興課総括課長、
千葉農業振興課担い手対策課長、前田農業普及技術課総括課長、
伊藤農村建設課総括課長、下村農産園芸課総括課長、星野農産園芸課水田農業課長、
小岩畜産課総括課長、千葉畜産課振興・衛生課長、菊池林業振興課総括課長、
阿部森林整備課総括課長、漆原森林整備課整備課長、伊藤森林保全課総括課長、
山口水産振興課漁業調整課長、佐々木漁港漁村課総括課長、
千葉競馬改革推進室競馬改革推進監
- 7 一般傍聴者
1 名
- 8 会議に付した事件
 - (1) 議案の審査
議案第 40 号 岩手県土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
 - (2) 請願陳情の審査

受理番号第141号 農協改革をはじめとした農業改革に関する請願

(3) 発議案の審査

発議案第1号 食と農林水産業の振興に関する条例

(4) その他

ア 次回の委員会運営について

イ 委員会調査について

9 議事の内容

○**工藤勝博委員長** ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日はお手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、議案の審査を行います。議案第40号岩手県土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**伊藤農村建設課総括課長** 議案第40号岩手県土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

本条例は、県営土地改良事業の実施に当たって、受益者から徴収する分担金の分担率等を定めるものでありますが、国庫事業補助の一部が農村地域防災減災事業に再編・統合されたことから、これにあわせて県でも当該事業に係る分担金を徴収することとして、別表に当該事業を追加しようとするもので、ため池等整備事業、農業用河川工作物等応急対策事業などの防災関係事業が農村地域防災減災事業に統合されたものです。当該事業の分担率ですが、本条例第2条で、分担金は事業に要する経費の額に別表分担率を乗じた額以内で受益者から徴収するとされていることから、事業メニューごとに分担率が異なっておりますが、そのうちの一番大きな分担率を掲載するものです。

なお、本条例第6条にあるとおり、工事完了年度の翌年度から起算して8年を経過しない間は、転用等に伴う分担金を徴収することがありますことから、今回は統合前の事業の廃止は行わないものです。

条例案の内容ですが、農地開発事業について国庫補助事業が廃止され、本県における最後の地区も平成17年度に完了しており、工事完了の翌年度から8年を経過したので、別表から削除しようとするものです。

本条例は平成27年4月1日から施行しようとするものです。なお、農村地域防災減災事業の概要を後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○**工藤勝博委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**渡辺幸貫委員** 分担率が上がるということはわかるのですが、なぜ上がって、どういう変化をもたらすとお考えですか。

○**伊藤農村建設課総括課長** 今回は農村地域防災減災事業に、それぞれの事業が統合され

るということでありまして、分担率についてはそれぞれの分担率がそのまま適用されるものです。

○渡辺幸貫委員 変化がないということですか。

○伊藤農村建設課総括課長 そうです。

○渡辺幸貫委員 17.5 は、あくまでも高いものをのせただけで、ほかのものは15でいくということですか。

○伊藤農村建設課総括課長 今回条例案の改正内容は二つありまして、農村地域防災減災事業に、ため池等整備事業などの防災関係事業が統合されるということが一つです。

もう一つは、農地開発事業が廃止されておりますので、これを今回削除するものです。

○工藤勝博委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、議案の審査を終わります。

次に、請願陳情の審査を行います。受理番号第141号農協改革をはじめとした農業改革に関する請願を議題といたします。

当局の参考説明を求めます。

○藤代企画課長 農協改革をはじめとした農業改革に関する請願について御説明を申し上げます。

最初に、農協等の規制改革についてですけれども、国では平成26年6月に閣議決定いたしました規制改革実行委員会に、農地中間管理機構の創設、農業委員会等の見直し、農地を所有できる法人、農業協同組合のあり方等に関する見直しを盛り込みまして、現在これらの関連法案が検討されております。

次に、規制改革実行計画（農業分野）の概要についてです。まず、規制改革の観点ですけれども、競争力のある農業、魅力ある農業をつくり、農業の成長産業化を実現するため、農業委員会、農業生産法人、農業協同組合のあり方に関し見直しを断行するとしております。

次に、重点事項ですけれども、農業委員会の見直しにつきましては、農地利用の最適化に重点を置き、仮称ですけれども、農地利用最適化推進委員の新設などにより実務的な機

能の強化を図ることとしております。また、農業生産法人の見直しにつきましては、新分野の価値の創出と企業化を推進していくこととしております。農業協同組合の見直しにつきましては、地域の農協が主役となり、独自性を発揮して農業の成長産業化に全力投球できるように抜本的に見直すとされています。

次に個別事項です。表としてまとめていますけれども、左側に、規制改革実行計画に盛り込まれた主な内容を記載しています。また右側に、平成27年2月に農林水産業・地域の活力創造本部で、提示されたものですが、現在国で検討されている状況について記載しています。

国の検討状況につきましては、規制改革実行計画のうち、内容が変更されていないものにつきましては、同左と記載していますし、具体的に示されたものにつきましては、下線を付して記載しております。

農業委員会等の見直し、農業生産法人の見直し、農業協同組合の見直しをそれぞれ記載しておりますので、お目通しいただければと思います。

○**工藤勝博委員長** 本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○**渡辺幸貫委員** 農業委員会等の委員が選任でだめだということで、見直しをやることについて、再度その理由を教えてください。

○**高橋農業振興課総括課長** 今までの制度の内容、選出方法につきましては、選挙によるもの、農業団体あるいは議会からの推薦による選任委員によるもので構成されています。しかしながら、現在選挙が実際に行われている数が少ないこと、多様な人材の登用ということも含めまして、今回、見直しが行われているものと捉えています。

○**渡辺幸貫委員** その多様な人材のところ、政府が目指す閣議決定の中身があり、そこを説明してもらわないと、どこが違うのかわからないです。

○**高橋農業振興課総括課長** これまでは選挙、あるいは選任ということですが、やはり農業のベテランという者が登用されています。本県においては、女性の登用などが比較的進んできていますけれども、他の県においては女性の登用も少ない、あるいは若手の登用が少ない、年齢や性別の偏りもあるということから、そういった見直しが行われているものです。

○**渡辺幸貫委員** 女性ではなくて岩盤規制を何とかひっくり返したいということだと思うのです。農業者ではない人も認定していったら、場合によってはイオンのような大企業が委員の中に入っていったら、農地取得をしやすい方向に向けて改革をするのだろうと受け取っているのですけれども、それは間違いですか。

○**高橋農業振興課総括課長** 国では、中立的、公平な判断ができるような農業者以外の者を含めるということが今検討されているとお聞きしているところです。

○**渡辺幸貫委員** 農協とか農業委員会などの組織が、ずっとあるものだと思っていたけれども、今のままですと営農は営農で、金もうけの金融や共済は別で、そして、農業者が自由になれるように農業委員会も変えましょうと新聞で報道されているように思うのですけ

れども、その一環なのだと思えばいいのではないかと思いますし、この請願もそういう危機感があらわれているものと思うのですが、そう理解していいのでしょうか。

○高橋農業振興課総括課長 請願の内容について、当局としてはコメントできる立場にはありませんけれども、さまざまな時代の変化、あるいは農業の振興にどれだけ資するかという部分も含めて議論がなされているものと捉えています。

○渡辺幸貫委員 そういう岩盤を壊そうというグループが、米の概算金一つとっても、全農が一気に2割も下げるということをするのは全農に責任があるという言い方をしますが、農業者をいじめるのが農協なのだという、言葉のすりかえみたいなものが横行して記事になっているのを見ると、私の認識が間違っているのかと非常に驚きます。概算金を1円でも高く農協が押さえたいけれども、在庫が多すぎるからその調整をするためには、これぐらいの値段で買うしかないというふうに概算金を決めているものだとは私思っているのです。

今回の農協改革を初めとした農業改革の請願は、非常に広範な意味を持っていると思うのです。ですから、ほかの委員とも、きょうの夕方までだけではなくて、あしたもあさってもいろいろ議論をしたいと思うのです。ただ岩手県として、概算金一つとっても、そういうことがまかり通ることに対して、どう感じているのかを聞きたいと思います。

○高橋農業振興課総括課長 非常に幅広い分野の議論ですけれども、こういう見直しにつきましては、これまでそれぞれの農協、農業委員会など、本県の農業者にとって、どのような役割を踏まえてきたか考えますと、そのとおり農業振興に資してきたという事実は間違いないわけです。今まさに法案を出す段階に入っているとお聞きしていますが、地域農業の維持発展につながる仕組みとなる必要があると考えています。

○渡辺幸貫委員 特に農協は営農指導をしないとだめだとよく言います。では、行政はどうしてきたのかというと、県には相談員がたくさんいたわけです。ところが、今は県の組織もあつという間に四つくらいにして、人もあつという間に少なくしたのです。行政は営農指導から撤退したと思うのです。だから、農協だけがやらないでサボっているのではないかという指摘は、行政自身も反省しなければならないと思っっているのですが、岩手県も大幅に減らしてきたことについて、反省、自己批判、いやこれでいいのだとか、何かありませんか。

○高橋農業振興課総括課長 ささまざまな御意見をいただいているところですが、やはり我々は農業をしっかり振興していく必要がありますし、確かに人数は減ってきておりますけれども、今後も、市町村との連携を強めて、今まで以上に農業、農村の振興に資する取り組みをしていくよう、指導もしっかり努力していきたいと考えております。

○高橋団体指導課総括課長 農協の営農指導の関係ですが、営農指導を決算上の事業別の区切りで見ると確かに減っており、割合が低い状況にあります。それぞれ農協がやっている総合的な運営の中で、営農指導も含まれていまして、例えば信用事業などにつきましても、各農家に対して、いろいろな相談に乗るとか、そういう生活全般を支えているなど、

現在も役割が大きいと考えております。

○渡辺幸貫委員 営農指導の役割が大きいから、人が足りないということなのです。行政は農業改良普及員をどんと減らしたということを言っているのです。そうではないですか。岩手県だけではなく国全体も減らしたと思います。指導員が何人もいないことを全く問わずに、農協の役目だけが大きいけれども、一番悪いのが農協だと指摘して、ランキングなどをつくって、それを本に書いて出すという時代です。果たして岩手県はそれでいいのかということなのです。

なおかつ岩手県の農協は、七つに集約されました。ところが、農業が一番元気なのは北海道です。北海道の農協は110もあります。岩手県は四国と同じで、その倍が九州、その倍が北海道と考えると、北海道の数、面積から言うと28ぐらい農協があってもいいのです。それなのに、はるかに大きい農協なのです。それがおのおの創意工夫で農協は生きていきなさいという今回の改革に、本当に対応できるのかと思います。北海道は密着しているから、できるかもしれません。そして、77ある土地改良区と農協は一体になっています。岩手県はそれが一体化されていないのです。さきほど、市町村との連携を強めてと言ったけれども、市町村の指導はありません。土地改良事業を説明するときに、土地改良区にただ出ていくだけです。市町村の指導がそんなにあるのか、逆に聞きたい。

目標としている農業改革に向けて、果たして農協はその実力を発揮できるのか、求められる営農指導ができるのか、そしてそれに合った単位に岩手県の農協は集約されているのか、そういうことについてお答えいただきたいと思います。

○高橋指導検査課長 県内の農協は広域合併等をして、七つの農協になっておりますけれども、これはさまざまな環境変化、農政、あるいは金融の情勢等があって、系統団体で経営をきちんと回していくためにどのようにしていくかを検討していると聞いております。JAグループでは、圏域としての組織整備審議会などを通じて、営農経済部門の強化も、従前からいろいろと自己改革の取り組み等もしております。現在も検討を進めることで活動しております。そういった中で、組織体制、営農の部分、営農経済事業の強化などに引き続き取り組んでいくものと聞いております。

○渡辺幸貫委員 岩手県は米、そして畜産があります。例えば米をとってみれば、県北のほうはせいぜい3反歩とか、30アールとか、50アールが精いっぱいです。そこに今目指すような改革を強いられれば、新岩手農協など大きなところは、20ヘクタール、30ヘクタールと北海道並みのことを求めているのですから、恐らくできないでしょう。それに農地中間管理機構を活かすといっても、農地中間管理機構は、岩手県は初年度がうまくいったがその次からは、全国的に1割も進んでない。それが現実です。

そういう現実を見せながら、農協改革ができると言っただって、政府が鳴り物入りで乗り出した農地の集約などがうまくいってないのに、農協だけは、ちゃんとやれということは矛盾です。農政と一体になって農家が成り立ってくるもので、租庸調で税金を取られてから、ずっときょうまで守られてきたと聞いていたら、かえって払うほうになってしまった

のです。この20年くらいの中に、本当に神代の昔から来たのが一気に変わって農業いじめだと思えます。

だから一体になれないのです。農地中間管理機構もうまくできないのに、農協にだけ改革を強いるということが許されるのですか。農地中間管理機構の数字もあるけれども、全国でもうまくいっていないでしょう。どうですか。

○高橋農業振興課総括課長 農地中間管理事業についてですけれども、他県の動きはなかなか捉えられませんが、全国では周知不足などが原因で進んでいないと聞いています。しかし、本県においては1万5,000ヘクタールを超える担い手からの申し出があり、少なくともその部分は集積が進んで、それを実現させていきたいと考えていますので、県としては前向きに、さらに集積を進めていくよう頑張っている所存です。

○渡辺幸貫委員 初年度はうまく手を挙げた人がいたから、頑張っていこうと思うということですか。2年目以降は恐らくないでしょう。10年後に返されても困るのだから、土地を売るかどうかするしかないのです。その農地の草刈りはだれがやるのですか。日本型直接支払いという制度をつくっても、多面的機能であろうと何だろうと、誰が草を刈るかということが結論です。

それができない中で、それを柱にして日本の農業をやるとするのは農政の矛盾だと思います。ただ岩手県のようなところは、現実を捉ええた返事をしてもらわないと農家はやりきれないのです。本当に農地中間管理機構が機能しているのですか。北海道では、機能しませんから売り買いをし、集約していきますとはっきり言っています。そして、そこまでコストを言うのだったら、6.5ヘクタールぐらいの田んぼをつくりますと言っています。農林水産部の職員も一緒に見に行きました。そして、コストダウンをすれば半分になるかもしれない、なるほどそうかと思いながら帰ってきました。だけど、岩手県の置かれている田んぼでは、市道も、農道もたくさんありますし、とてもああいうことはできないと思っているのが実情です。

岩手県の農家を守るためには、同じような尺度では通じないということを唱えていかなければだめだと思うし、農協改革も同じようなことで、全中を初め、お上がやればいいと言っているのだから、それを受けましょうというのでは、だめだと思うのだけれども、改めて見解を聞きます。

○高橋農業振興課総括課長 農地が集積しますと、草刈りを誰がやるのかという話は当然のごとく出てまいります。やはりそれは地域の話し合いで、管理の担い手もしっかり明確化していく必要があると考えています。前からの制度ですが、多面的機能支払いの中でも、第三者に委託して草刈り作業を実施することもできますし、あるいは除染等でもいろいろ試験をしましたけれども、草を刈る機械も多様化して、トラクターアタッチで傾斜地もできるようなものも出てきています。そういったさまざまな部分の導入あるいは地域での効率的な実施も含めて、農地中間管理事業が効果的にできるように進めていきたいと考えております。

○渡辺幸貫委員 それは農道がびったりくっついていなければだめです。あなたは乗ったことがないかもしれないけれど、私は80馬力のトラクターを持っていて、何年も乗っているのでわかりますが、傾斜地が斜めに下がる場所は、そう簡単ではないです。確かに、アームのついているもの、もっとおりのものもありますけれども、それは一般の田んぼでできますか。特に岩手県の農地でできますかということを行っているのです。農道がくっついていなければ、動かないのだから、無理です。農業機械も発展しています。500万円から1,000万円出したら、リモコンで草を刈る機械もありますけれども、それで採算がとれるようなお金をくれているわけではないです。たかだか三千円程度、傾斜地で2万1,000円とか、そんなささやかな、それもほとんど所得補償のようなお金で追加されていますから、そういう農用地の保全まではとても手が回らないと思います。そんな機械は高いのだから買えません。

機械はあるけれども、実態とは合わないということを知りたいのです。自分で持っているのだからわかるのです。うそだと思ったら、あしたうちに来てくださいと言いたいのです。だから、岩手県に本当に合うのかという議論をしてもらえれば、この場で、この請願がいか悪いかをみんなで判断します。岩手県の実態に、県は合っていると思うのかを盛んに聞きたいと思って聞いているのです。今言うようなことできるのですか、もう一回聞きたいです。

○高橋農業振興課総括課長 草刈りの話ですけれども、かなり高額な機械ですし、農道がなければだめだということもそのとおりです。ただし、小さな道路とか畦畔にも対応できる細やかな機械の開発も進められていますし、ほかのほうからの労働力によって作業することができますので、そういう対応も進めていきたいと考えています。

○藤代企画課長 農協、農業委員会の改革につきましては、これまでも一般質問などで、知事あるいは部長のほうからいろいろ御答弁させていただいておりますけれども、北海道・東北知事会というところと連携いたしまして、農協が果たしてきた役割、あるいは農業委員会が果たしてきた役割、地域の実情、関係者の意見などを踏まえて、それを取り込んだ形で改革を進めてほしいと、国に繰り返し求めてきたところですし、これからもそういう対応をしていきたいと考えているところです。

○渡辺幸貫委員 最後に、農協改革の中で、農協中央会だけではなくて、全農の株式会社化もあります。そして、全農は株式会社の株券を幾らにするかということが非常に問題で、もう既に、穀物メジャーなどは、全農の株に特化してそこを攻めて買おうとしています。アメリカが買うか、日本の商社が買うか、誰が買うかわかりません。それをやられたときに、農家はどこまで自分で生きていかれるかを考えなければなりません。政府は安易に株式会社化と言っているけれども、大金持ちが農協組織を株券ごと買うかもしれません。そういう怖さも意識しなければならないのです。そういうことも踏まえて、この請願に、岩手県議会議員として応えなければならないと申し上げて終わります。

○喜多正敏委員 農業委員会が選挙によって選ばれるということは、自由な意見を持った

農家が農業委員会でいろいろな活動ができるということで、これが市町村長選任に一元化するということは、そういう道を閉ざすということでもあります。

もう一つは、農業会議が施策に意見を提出するという大事な権能があるわけですが、これもなくなるということです。そして、農協中央会においてもそういったことが行われようとしています。これは挙げて政府の言いなりになる農協、農家の組織をつくろうということにほかならないのです。その先にあるのは、TPPの反対勢力をつぶそうということに直結をすることではないかと思っているわけです。本県においても農業会議がいろいろなことで提言をしてきたと思うのですが、この提言について、その意義なりを、県はどのように、感じておられるのか、まずお伺いします。

○高橋農業振興課総括課長 農業委員会では、さまざまな提言をされていますが、やはり公選制に関しての提言を出していると聞いています。選挙以上に民意を反映する方法はないという意見を出していますが、一方においては、地域からの推薦、公募したものの情報を整理して、それを十分に反映するということが検討されていまして、それがどのように機能するかを慎重に判断する必要があると考えています。

○喜多正敏委員 農業会議の提言について、どのように判断をしているかということではありません。これは、今回の改革もそうですけれども、今まで農業会議が提言をしているものについて、全く無意味だ、なくなってもいいと県は考えているのか、真摯に耳を傾けるべき価値なり議論があったと見ているのか、そこをお伺いしているわけです。

○高橋農業振興課総括課長 農業会議、農業委員会等が行ってきた建議の検討ですけれども、地元の農業者が意見を申すことが法律で定められているということは意義のあることと捉えております。その建議が、今後どのようになっていくか、その法案は示されておられませんけれども、意見を申し上げるということは重要なことと考えています。

○喜多正敏委員 公選制を廃止するということは、県議会議員も、市議会議員も、国会議員も、公選制でなくてもいい。有識者から、総理大臣なり県知事が選ばばいいということにつながるわけです。これは極めて民主主義の根幹を揺るがす話ではないかと思うわけがあります。猫の目農政ということもありますし、猫の目も目があるうちはいいのだけれども、目がなくなってきたのではないかと、農業の生きる目がなくなってきたのではないかと感じるわけがあります。

それから、農協中央会の監査については、公認会計士の監査とありますが、公認会計士は企業会計に基づいて、適正に会計処理が行われているかということについては権能を有するかもしれませんが、果たしてそういう経理的な話だけでいいのかと思います。農協中央会がいろいろなことで単協を指導してきて、また、農協自体も最終的には准組合員が多いとはいいいながらも、農業の振興について、みずからの組織の運営も図りながら努力をしてきているわけですが、そうしたときに業務監査は、大事な権能であろうと思うのですが、県とすればこうした業務監査について、どのように評価をしているのかお伺いしたいと思います。

○高橋指導検査課長 農協中央会の監査は、戦後に農協が多数できたときに、経営がうまくいかない農協が多数あり、指導が必要ということが発端で、以来、経営監査をしております。今は協同組合について、他の信用金庫等と同じように、一定の基準で会計監査を行うべきということで、同様の規模の組織は会計監査をやっているわけですが、農協中央会はそれだけではなくて、日常の業務処理、いろいろな信用事業や営農経済活動をやっている中で、どういう形で事業をやっているのか、あるいは内部管理の効率化が図られているのかといったようなところを業務監査ということで実施しております。

多数の農協を同じような視点で見ることで効果を上げているもので、農協中央会では営業監査は引き続き必要だということになっております。法案は、まだきちんとした形で出ていないのですが、今の議論では農協中央会は連合会に、業務監査の部分を引き続き機能として持つことができるといった議論がされていますので、農協のほうで希望すれば、引き続き業務監査を受けられると認識しております。

○喜多正敏委員 そのあたりのことは、新聞報道等によくわかっています。お聞きしたいことは、公認会計士による監査の料金は非常に割高だと聞き伝えられています。それから、今は経営的に農協がつぶれるということは余り聞いたことがないわけですが、これから米価が下がり、TPPが来るということになれば、農協自体の経営が危ういものではないかということです。今回は政府の言うとおりにならなかったわけですが、准組合員を外そうということになれば、農協自体が問題になってくるのではないかと。そうしたときに、単に企業会計の原則的な処理がうまくいっているだけの話では、とても成り立たないと思います。

加えて、農業の経営については専門的な知識や、外国からのものが出てくるということになれば、なかなかうまくいかないのではないかと思います。やはり農業健全経営が第一で、その上でいろいろな振興策となるわけでありまして、今まで業務監査によって何か問題があるか、業務監査を農協中央会から外すことによって果たして農業が振興するのか。公認会計士を選択性にするによって、どういう理由で農業の振興になるのかわからないという自民党の議員の声も報道されているわけです。当たり前の話で、議論するようなことではないと思うのです。県は何かそのメリットがあるとお考えでしょうか。

○高橋指導検査課長 会計監査を農協中央会から外すことが所得の向上等にどのようにつながるのかといった政府からの説明は特に示されておりませんので、県のほうでも国の考え方を承知していないところです。

○喜多正敏委員 いずれ、今回農政が改正ではなく転換でなく、改悪されたのではないかと思います。県議会の中でも緊急的な融資の米価下落対策はあったけれども、単なる貸し借りの話で、何とか所得を給付できないかという質問が出たものの、かたや所得補償制度をなくしておいて、TPPで自由化だと言っています。5ヘクタールが10ヘクタールになったところで、4,000円台の米が入ってくるような状況で、果たして日本が立ち行くのでしょうか。地方創生の創という字は喪と書く喪生ということを政府は画策しているのでは

ないかと思うくらい、農家、農業つぶしみたいな話ではないかと思うわけです。

やはりこの請願については、極めて根幹をついたものだと思います。岩手県で農業にまざまざと接している立場からすると、もろ手を挙げて賛同する方は、なかなかいないのではないかと思うのであります。農林水産省は本来設置された目的は農家、農林水産業の振興のためにあるはずですがけれども、今や首相官邸の下座に座って、その施策を単に遂行するにすぎない、志も哲学も失ってしまっているように感じるわけでありましてけれども、やはり商工労働観光部は一生懸命に商工業をやる、農林水産部においては、当然ながら農家の立場に立って、物事を判断して行って、政府から来たものをただ流すだけでなく、びしっと言うべきことは言って、岩手県の農林水産業、農家、漁家、林家の振興施策を図るような哲学を持って話をしたいと思っています。

そうでないと結局は、集团的自衛権もありますけれども、国の自立自体が、今度45%に下げたようですけれども、そういうふうな部分に相まって、種も外国から買ってこなければならぬし、農協の株も買われ、属国みたいになってしまう極めて重大な段階に差しかかっていると思うのです。

県は、そういう意味での発言を大いにしていただきたいと思っておりますし、それから国に対してもものを発するときには、何だかわかったようなわからないような文言ではなくて、もっとはっきり書いたほうが良いと思います。地域の実情はどういうものか、もう少し明確に、県民が聞いて、こういうことを言っているのだとわかるような文言で、政府にきっちりとお話をしていただきたいと思うわけです。

○高橋孝眞委員 今、農協改革をしていく、その中身を考えて、本当に農家がよくなると思うのか、それとも今のままの農協のほうがよくなるか、県としてはどちらなのでしょうか。

○高橋指導検査課長 平成25年から規制改革会議の議論等があつて、今の農協改革になったわけですがけれども、その前からも営農経済事業の強化が必要ではないかといったような議論があつて、JAグループでも、今回の農協改革の議論の前からさまざまな自己改革の取り組みをしてきているところであります。

今回、信用事業、共済事業の分離や全農の株式会社化など、いろいろな中身が出ているわけですがけれども、JAグループとしても、今回の議論を踏まえながら今まで取り組んできた自己改革を、さらに具体的にいろいろな形で実現できるように、強化したいといった取り組みをしておりますので、農業、農村の活性化、所得の向上につながるという形になれば、これはこれで結構なことだと考えております。

○高橋孝眞委員 今回の関係では、政府と農業団体が、この方向でやれば農業を守ることができるという整理をしてきたのだらうと思いますが、私が農協の職員になった約40年前は農協数が63ありまして、整理になってきたのは、実質破綻農協もあったわけですから。そういう意味合いで、今日の7農協になってきたのかなと思うのですけれども、農協中央会の監査だけではなかなか数値的な細かいところまで見られなかったのではないかと思います。

ます。実際公認会計士を導入するという事は、大きな金額を扱っているわけでありまして、金融事業そのものも相当に大きなものであり、今それを解散しろというわけにはいかないと思いますので、現実的にそういう監査が重要な事項ではないかと思うのです。そういう意味合いで、公認会計士を取り入れるような今回の改革が必要であると思っているのですけれども、今までの農協の集約を含めながら、県としてはどのように考えますか。

○高橋団体指導課総括課長 これまで 60 を超える組合が、現在 7 ということでありまして、その中で、農協中央会の指導力を持って、実質表面的には破綻の形にはならないことで進んできているわけですけれども、農協中央会の指導を持ちながらいい形を模索して、現在合併が進んできているという状況にあります。

そのような中で、数字や経営状況を正確に把握することが、非常に大事でありまして、これまでも会計検査、業務監査等を行ってきたところですが、今信用事業が国際化する中で、非常に複雑な状況になってきており、専門的な、高度な知識を持って財務監査をしていくという観点から、専門的なところに改革が進むことは、一つの意味があるのではないかと考えております。

○高橋孝眞委員 今までの監査は、農協中央会の監査と、県の監査が 3 年に 1 回ずつで、3 年に 2 回行われていると思いますけれども、そうしますと農協中央会も県もきっちり見られなかった部分もあったという意味では、公認会計士を入れて監査をやっていくことは必要な事項であると考えてよろしいのでしょうか。

○高橋団体指導課総括課長 農協中央会が行っている監査には、財務諸表等を監査する部分があります。県のほうは、決算状況そのものを見ているものとは少し違いまして、農協が健全な経営状況にあるかどうか全体的な確認をさせていただいているという立場です。農協中央会の監査は、具体的に財務諸表が適切につくられているか、決算状況を確認しているものですので、その性格を異にしている中で、財務諸表の適切性を見るところの専門性を高めることに意味があるのではないかと考えております。

○高橋孝眞委員 県としては決算の監査ではなくて、どういった業務内容であるかだけを監査をするということでしょうか。それでも、実質破綻した農協はかなりあるわけでありまして、そういう意味合いで、公認会計士を入れていくという改革が必要ではないかと思っています。

今回の改革によりまして、本当に農地集積になるのか、それとも改革をしないほうが農地集積になるのか、どのようにお考えでしょうか。

○高橋農業振興課総括課長 農地の集積について、この改革の部分では、掘り下げの中身がありませんので、申し上げる情報がないので、今のところお答えできません。

○高橋孝眞委員 担い手不足については、最終的にはどういう内容になれば確保されるとお考えでしょうか。農地の集積で担い手が確保されるとお考えなのかどうか、それも含めてお願いします。

○高橋農業振興課総括課長 農地集積は、まず担い手が決まらなければその集積は当然図

られません。マスタープランの話し合いの中でも、だれがその地域の担い手になるのかということでもありますから、確保がまず前提にあると考えています。今回の改革にあわせて、担い手の育成に関連している部分は農業委員会の部分で、農地利用最適化推進委員を新たに設置することが検討されています。これは農地集積、集約化であるとか、耕作放棄地の発生防止解消などの業務を行いますので、現在の委員数よりも減るということがあると効果が出てきませんが、そういった専門的な方がしっかりと機能すれば、それはプラスになる部分もあると捉えています。

○高橋孝眞委員 農協改革と、担い手確保は、別問題であると捉えてよろしいですか。私もそう思いますし、農協改革については、農協団体と大体合意をしているわけですから、特に変えなければいけない、このように整理をしなければいけないということはないのではないかと思います。

○高田一郎委員 農業協同組合は、いわば家族農業を基本とする戦後農政の中心に据えられた制度であると思います。今回の農業委員会あるいは農地法の規制改革実行計画の内容は、TPP参加を前提とした国内の環境整備をするものだと思いますし、地域農業、農村に大変深刻な影響をもたらすような改革の中身だと思いますが、岩手県の農業、農村への影響はどのように考えているのか。

農協改革を一つとってみても農家、農協が主体となった改革になるべきだと思うのです。今回の請願に、協同組合である農協のあり方は農協自身の改革を尊重して強制するべきではないとあります。これはもともとだと思います。出発点がそこにあるのではなくて、国からの目線で改革しようとする手法は、おかしいのではないかと思います。まず基本的な部分について答弁いただければと思います。

○藤代企画課長 今回の農業改革が岩手県の農業にもたらす影響については、現時点では両面あると見ております。例えば農業委員の公選制につきましては、幅広い人材の登用が可能となるというよい面も見られますが、一方で委員数を減らすという議論も出ていましたので、きめ細かい対応ができなくなるのではないかとということも懸念されます。

また、農協改革の関係などですと、例えば全農の株式会社化によって、農業団体のほうが競争力や農業所得の向上につながるのではないかと見られるところもありますけれども、一方で本県では8割が中山間地域を抱えていますので、そういったところで作られた生産物がきちんと集荷されて販売されるのか、資材価格が一定価格で供給されるのか、きちんと効果が発揮できるのかというところがありまして、現時点ではいい面、悪い面があると見ているところです。

○高橋団体指導課総括課長 自己改革の関係について、県としましては、本来農協は組合員の相互扶助の精神に基づく自助自立の独立した組織だという認識です。組合員の意思と責任で、自主的、自立的な、組織、事業対策というのが基本と考えているところです。

○高田一郎委員 政府は、全中が自由な活動を阻んでいるので改革しなければならないということで農協改革を進めているのですけれども、平成27年1月29日の日本農業新聞に、

組合長のアンケートがありまして、全中の監査を含めて全中のあり方が単協の自由な活動を阻んでいるかどうかという問いに対して95%の組合員は、そうは思わないということです。ここから見ても、政府の今回の農協改革は、まさに上からの目線で改革を行おうとしているということが言われると思うのです。

農協改革について、農協との合意があるようなことですが、これは今回の規制改革会議で出された農協改革すべてを合意したわけではなくて、監査のあり方について一部合意ということだと思っておりますが、その辺の認識について伺います。

それと農協改革の具体的な影響について、例えば共済、信用、経済事業をそれぞれ分離して、これまでの総合農協のあり方を否定していくわけですね。経済事業においても、営農指導においても、信用、共済と一体的にやるから総合農協としての役割を果たせるわけで、これを分離していくのは、農協の経営、それ自体が破綻せざるを得ないというところに来ると思うのです。その辺の影響についてどう考えているのか。

それから、岩手県の農協の場合は、准組合員と正組合員の割合は、どの程度となっているのか。そして、もしこの利用制限が行われた場合には、農協、あるいは組合員に対する影響はどの程度と考えられるのか伺います。

○高橋指導検査課長 まず、政府と農協団体との合意についてどう見ているかということについては、農協改革の議論が出たころからさまざまなお互いの見解ですとか意見があつて、なかなか折り合いがつかなかったり、余り争点にならなかったものがあったりして、いろいろ検討を重ねてきたのだと思いますけれども、最終的に2月の段階で合意をしたということで、各論での合意ではなくて、全体的に合意されたという報道をされたと見ております。

それから信用事業、共済事業の分離の影響についてですが、今回も議論になっているのですが、制度とすれば平成15年ごろ既に別の法律で、地域農協から県信連なり農林中央金庫に信用事業譲渡できるという制度がありまして、今回の議論の中でも各農協の判断ということで、必ず分離するといったようなところにはなっておりません。ただ、譲渡したときの手数料や仕組みなどがわからないと、農協のほうでは判断できないので、今の時点では、分離した場合どうなるのかということを具体的に示すようにといった議論になっていると考えております。

それから、准組合員ですが、本県においては正組合員が55%から60%、准組合員のほうがやや少ない状況になっています。利用量の制限については、一時正組合員の2分の1だとか、1対1だとかいろいろあつて、今のところどこまで規制するというのではありませんので、具体的にどのような影響があるかというのは、今の時点では判断できないのですが、正組合員のほうが多いので、事業量としては正組合員の利用が多いと思います。今後、リタイアして正組合員から准組合員に移るといった方がふえてくる場合には、構成割合が変わってくる可能性もありますので、その部分は今後も注視する必要があると考えております。

○高田一郎委員 共済、信用、経済事業の分離について、数字は大体出ているように思うのですが、具体的な影響はわかりませんか。具体的に把握してつかむ必要があると思うのですが、わからないのはどういうことなのか。

それから、全農が株式会社化することによって、独占禁止法の適用除外になって、恐らく大企業の流通支配が懸念されると思うのです。農家にとっての改革だということを言っているのですけれども、農家にとって本当に改革に値するのかどうか、全農の株式会社化の問題一つとってみても、どんな具体的なメリットがあるのか、全体的に見えないです。ましてや今回、農業、農政改革によって所得が倍増するということはさらさら考えられない中身だと思うのですが、具体的に農家にとってのメリットは何なのか。

それから、農業委員会改革について、公選制廃止は、まさに地域の農地をだれが管理するかにかかわる大きな問題だと思うのです。農業委員会は、農民の利益代表機関、農民の議会なわけです。これが公選制でなくなる、あるいは建議を公営業務からなくしていくということです。これも、農家にとってみればどういうメリットがあるのかということをお聞きしたいと思います。

○高橋団体指導課総括課長 まず、信用事業については国際的な制度が年々、複雑高度化しているという実態がありますので、それに各農協が対応しなければならないという状況にあります。そういう意味からしますと、専門的な形に譲渡していくということについては、農協の運営の負担が減るという見方もあるところです。一方では、信用事業と営農ですとか経済事業を一体的に指導項目で動いているということを考えますと、分離して農家の生活を見ながら信用事業で支援していくことができるのかという問題がある可能性があります。

あと全農の関係については、農協法に縛られない多角的な経営ですとか、農産物の出荷量に応じた価格設定が可能になるという株式会社のメリットがあります。また、競争力や農業所得が向上する可能性があるということが言われております。その一方で独占禁止法の適用除外となった場合には、まさに中山間地等を多く抱える本県にあって、条件不利地域の農産物がコスト面から扱われなくなる懸念があるということも言われておまして、地域によって資材の価格が高くなったりするということは大きな問題だと考えております。

○高橋農業振興課総括課長 まず、農業委員会の選任方法の見直しにつきまして、直接的なメリットとは言いませんが、選挙になりますと、どうしても女性、若い方々、あるいは法人役員など、さまざまな経営からの意見が取り入れられなくなります。ただし、地域住民の代表としての意見が出てきますので、そこは一長一短あると考えています。メリットとして、あえて言うのであれば幅広い人材の部分と考えております。一方で、公選制の部分担保するために、地域からの推薦及び募集結果の尊重が新たに検討されているようです。

次に、建議につきましては農政全般に関して法律で定められていたけれども、新たな検討の内容とすれば、農地等の利用の最適化の推進業務について、意見を提出することができるというものでありまして、全体に対する意見ではなくて、専門的な農地の最適化

という部分に焦点が絞られることになっていると承知しています。

○高田一郎委員 国は食料自給率を 50%から 45%に見直すと言われていています。日本の農業政策では、いかに食料自給率を引き上げていくかということを中心にしていかなければならないと思います。今回の農政改革は、食料自給率を引き上げる方向、そして農業の所得倍増とは言っているけれども、それにつながるような改革に値する内容なのかどうか問われていると思うのです。

農地中間管理機構をつくって、担い手がどんどん農地を集積していくこととか、農業生産法人を見直して、企業がどんどん農業生産ができるような要件緩和をしていくことは、まさに家族農業を否定して、非効率的な農家はどんどん撤退しなさいという政策だと思うのです。農村に農業者が住めなくなる、農業人口をどんどん減少させるような政策だと思うのです。これは地方創生にも、食料自給率向上にも、農業所得向上にも逆行するような内容ではないかと思うべきだと思うのです。その点を、小原部長にお聞きしたいと思います。

○小原農林水産部長 食料自給率ですけれども、これについては現在約 39%ということで、食料自給率の向上は県としても必要だろうと考えています。

また、見直しですが、国においては農業者の所得向上につなげると、首相の所信表明では伝えられておりますが、その具体的道筋が見えていないということも事実です。

現在JAグループ自体の自己改革ということで課題を捉えて改革を進めております。その結論は、農業者、地域に暮らす農業者自身が幸せになる道かどうかということが大きな基本であろうと考えています。産業として強い農業をつくるといった視点では、一定の集約なり大規模化ということは必要と考えますが、一方で、すべてそれに集約してしまいますと、今度は、地域に根ざして暮らしていく方々が少なくなってしまう、まさに人口減少、地方創生に逆行するということも事実と考えております。

法案自体は3月下旬に提出の見込みと伺っておりますけれども、農協改革につきましては、地域の農業者にとって、所得向上などのプラスとなるような改革が望ましいと考えています。

○佐々木大和委員 先ほど、県と市町村が連携して営農指導を強化していくという説明がありましたけれども、普及員、指導員は県にしかいませんので、市町村は現実的にはそういう職員はいないだろうと思うのです。そういう中で連携するとき、実際に営農指導をどんな形で行うのか。そしてまた、農協とはどういう連携をとっていくのか、改めて御質問させていただきます。

○前田農業普及技術課総括課長 確かに県内の農業改良普及員、指導員については203人と減ってきている状況であります。地域の課題に対応していくためには、普及員は当然ながら農家、産地のリーダーであるとか、農協の営農指導員など、若い方も含めて一緒になって、チームとして課題を解決していく、地域共同の体制が必要だということで、そういった形で、普及員としての役割を果たしていると考えています。

また、営農指導員の方々は、数も少なくなっているということもあり、あるいは若返っていることもあり、スキルの問題もありますので、例えば一つのテーマ、課題について、普及員と営農指導員が一つのチームを組んでプロジェクト研究、課題解決に取り組みながら、お互いの指導力を強化していくという取り組みも各地域の中で工夫してやっているところですよ。

○佐々木大和委員 指導員が県にいて、農業改良普及センターも一定の配置にはなっているけれども、確かに数は減ってきています。そういう中で、例えば組合の運営を考えたときに、販売と信用事業と共済事業、これらからの収益を上げなければ組合を維持できない中で、指導事業を本当にやっていけるのか。指導事業を組合に期待したところで、現実的にはどこから収益を上げていけるのか。そういうことで、専門性を持った人たちが県のほうにいるわけだし、現地との関係は、市町村よりは遠くなるわけだし、ただ情報は、逆に中央とか、今はもう世界的なグローバルなことが必要になってきますから、そういう感覚でいったときには大きい単位の中にいたほうがいいのだけれども、現実には単位の組合を維持しようとする、販売、信用、共済という分野でしか組合の収益は上がりません。

組合費で維持していくという方法は、なかなか現実的にはとれないのだろうと思うし、今賦課金が農協からも幾らか来ますけども、それで指導事業を維持できるとは思わないです。県としては、単位の農協にどういう役割を一番期待しているのか。そこは明確にして、これから組織をつくっていかねば大変ではないかなと思うのですがどうですか。

○前田農業普及技術課総括課長 やはり県の普及員は普及員の、営農指導員は営農指導員の役割分担というものが要すし、例えば営農指導員であれば、農家の状況については、普及員よりもさらに詳しい情報を持っているなどの面もあります。ただ販売のほうの業務にも追われますので、一緒に現地をくまなく歩くことはなかなかできないわけですけども、できる限り一緒に歩くとしても、普及員が中心になって歩かざるを得ない状況があります。そういったときに、現地では、生産者のリーダー的な方々が持っているスキルなり、地域の方々に対する指導力や信頼などを活用させていただきながら生産者と普及員と共同して、栽培初心者の方には指導していただくとか、そういうところの役割分担を含めて、数は少ない中でも効率のいい指導に努めているところですよ。

○佐々木大和委員 結局総合農協になってトータルで管理していく組合なのですが、以前は酪農とか、米とか、果樹とか、それぞれの分野の専門農協があって、そうやって積み上げてきたときはまさに求められた技術指導の集まりだったと思います。総合農協になってからは、やっぱり販売が必要だということで、販売をまず前面に掲げて、それを持っていかなければ農協は維持できないということで、地域の職場としての存在感が大きくなったのだろうという感じもするのです。そういう中で、これからもう一回専門性を持ってやっていくときに、例えば商工分野の場合は、経営指導員を団体のほうに置いています。農林水産省等は直接専門性を持って、役所のほうが管理する形に移ってきたのだけれども、商工団体の場合は経営指導員を団体に置いたという違いはあるのです。

団体に対する本当の指導を前面に出せば、すごく期待に応えられるものだろうと思うけれども、経営を前面に出すと、販売の分野で収益を上げなければいけないというほうが先に来ってしまうのです。そういうところのバランスのとり方が非常に難しくなってきたということで、その部分が、今回の見直しの中に入っているのだろうと考えるのですけれども、これから県が農協そのものに対する期待、役割をどういう考え方で持っていくかについて、部長いかがですか。

○小原農林水産部長 本県の農協におきましては、地域において幅広い役割を担っています。また、それにあわせて、行政部門のようなことまで農協にお願いして、やっていただいているという面もあります。基本的には、農協自体はまさに組合員みずからが決めることになるわけですが、これまでもかなり多くの役割を果たしてきていますので、今のJAグループにおいても、JA間の格差拡大だとか、消費流通構造の変化への対応だとか、あと組合員のニーズも多様化しているということでの見直しも進められていることは承知していますけれども、県としましては、基本は今まで果たしてきたとおり、組合員のニーズを踏まえながら地域に根ざした多様な取り組みを進めていただきたいと思います。

○佐々木大和委員 組合員のニーズにもいろいろ種類があると思うのです。だから行政がやれる分野、特に県に対して県財政分があるのだろうと思うし、県で考える農協のあり方を明確に示すときが来ているのではないかと思うので、これからぜひその辺をしっかりと見きわめて検討を進めもらいたい。

○渡辺幸貫委員 今働いている人は平均 67 歳ですか。そして、その人達がまもなくリタイアしたり、何らかの形になって農協をやめたときには出資金を引き揚げるのです。私個人だったら 400 万円ぐらい貸して、数千円ぐらい残して准組合員になるのです。けれども、出資金の大半は園芸センターとか、ライスセンターとか、カントリーエレベーターとか、物にかけているのです。これから一斉に団塊の世代がやめられ、四、五年の間に請求されたら、換金できないし、自己資本がないのだから、農協は倒産します。なぜ七つの農協になったのか。100 億円以上の資金注入を得て七つの農協になったでしょう。そのくらい岩手県の農協は腰が弱いのです。

農産家の話が出たけれども、これは販売をするのです。政府の言葉でいえば、農家の人たちは、地域の創意工夫で販売しろというのです。それは農協の職員が販売するのです。自分たちの農協のこういう野菜がほしいとか、リンゴがほしいとか、米がほしいとか、セールスをするのです。だけれども、その売り方にに基づきながら、今度例えばトマトだったら桃太郎にしましょうとか、何にしましょうとか、最先端はこうだから、こうしましょうと、品種転換をしてきたのです。

もし農協がなくなれば、売る人がいないのだから、政府の言うところの販売の突端がないのです。岩手県で誰が売るのですか。農協がなくなったら売る人はいません。農協がつぶれる前夜だという認識がないのかと私はすごく思っています。農協は、農協中央会や全農にささやかな出資をしているのです。そして農協でも、ちょっとした配当しているわけ

です。それを先に、商社かアメリカか知らないけれど、あなたが持っているものを5倍ぐらいで買いますと言ったら、もし、農協がつぶれかけていると、苦しい農協はみんな離すでしょう。そうすると、あっという間に全農を株式会社でシェアすることができるのです。要するに、自分の持ち株を大きくするのは簡単だと思います。

農協が置かれたそういう危機感を何ら感ずることなく、何で、さきほどのお答えで、どれくらいもうけているかわからないというのですか。農協は、経営事業から共済から団体指導課に全部リストを出しているのです。わかっているのではないですか。どんなに岩手県の足腰が弱いか、全部、数字が出ているのだから、それをわからないようなことを言うてはだめです。はっきり言って申しわけないけれども、特にJA大船渡は最低で自己資本がマイナスなのです。そういう農協がいるということです。その中で、岩手県の農業を支えていくにはどうすればいいのかということなのです。だから今、さもぬるま湯のような御答弁をいただくけれども、岩手県はけつに火がついていると思います。けつに火がついていることを、ちっとも御返答いただかないから、農協出身者として、本当に私は悔しい。ぜひこの実情を、実はこうなのですよというふうなことを言ってもらいたい。お願いします。

○高橋指導検査課長 平成18年ごろ、県内の農協の財務を強化するというので、全国からかなりの資本注入を受けて、今の体制につながっているのは御案内のとおりです。

出資金の話については、各農協でも、いずれお返ししなければならなくなることは認識しています。一方で、金融事業をやっている以上、国際的な自己資本比率の基準をクリアする必要があるということで、組合のほうでも、そのバランスをどうするかという部分を課題だと認識していて、さまざまなシミュレーションをしているところです。

ですから、今後、信用事業を続けていく基準をどうクリアしていくかということと、組合員が全体的にはどうしても減少傾向ということもありますので、その部分の内部留保をどうしていくのだというところはグループとして現在も取り組んでいるところであります。個別の農協では、震災の影響もあって、かなりの資本注入を受けたということもありますけれども、いずれ注入分を早期に返していくことに向けて、さまざまな取り組みを進めているところというふうに聞いています。

○高橋団体指導課総括課長 農協の指導を行っているわけですが、農協の経営状況は大変厳しい中にあります。全国の農協の組織の支援のもとに、今、何とかできているという状況にありますので、その中で、経営を悪化させるような改革が進むということは、本県の危機だと考えています。

現在打ち出されている改革については、今の時点では、経営に大きな打撃を与えるという形にはなっていないのですが、報道によりますと、国でも、いろいろな意見を聞きながら進めるということですので、本県としても、しっかりその辺を見て、要望すべきところは要望し、動いていきたいと思っています。

○小原農林水産部長 農協改革につきましては、知事も北海道・東北地方知事会を通じまして、農協が果たしてきた役割を十分踏まえながら、改革を行うよう議論してきています。

今後も国会への関連法案提出が予定されておりますので、その推移などを注視しながら、絶えず必要な要望について行ってまいりたいと考えています。

○喜多正敏委員 先ほど、より専門性の高い公認会計士について発言があったと思いますが、現在やっている農協の全中の監査が、逆にいうとより専門性がないという発言に聞こえたのですが、何のどこがどう足りなくて専門性がないのか、お伺いします。

それから、海外取引については経営方針でやっているわけですが、公認会計士が監査をしたとして、これは危ないからやめたほうが良いといったような権能を有するのか。現行の監査ではできないのか。極めて重要な発言だと思いますし、もし県がそういう認識を持っているのであれば、全中なり農協に対して、県が指導すべきではないか、あるいは要望すべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

もう一つ、例えば税理士について、弁護士の資格もそうですけれども、弁護士は司法試験を通れば税理士の仕事はできるわけです。しかしながら、どっちが実務に強いかわいたら、日ごろやっている税理士がよほど強いわけです。そういったような話ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○高橋団体指導課総括課長 先ほど、信用事業について国際的な制度が複雑化、高度化しているというお話をさせていただきました。これにつきましては、各組合が、複雑化する信用事業に対応する際に、各職員への負担が強まっているという趣旨でお話ししたつもりでした。監査の専門性につきましては、現在、JA全国監査機構で確実にやっているところです。農業協同組合監査士という資格ですけれども、そういう資格を持った職員が560人中320人、あと公認会計士が30人というしっかりした団体ですので、監査の仕組みそのものに問題があるというつもりではありません。

○喜多正敏委員 現在の監査制度に問題があると県が認識しているかどうかという部分についてお尋ねしたわけでありまして、例えば思わしくない事例が起きたがゆえに、現在の監査制度がまずいとか、そういう認識があるのかどうかをお伺いしているわけです。

○高橋団体指導課総括課長 現在行われている監査制度等につきましては、財務諸表監査と一般監査が行われておりまして、それに問題があるとは考えておりません。

○喜多正敏委員 もう一点言うておきますけれども、農協が現在のままで、改革をしなくてもいいと申し上げているわけではなくて、農協の大罪などという本も出ているくらいなので、農協にもっとしっかり頑張ってもらいたい、営農技術指導もしてほしいという願いです。十把一からげみたいで、このままでいいか、変えたほうがいいのかという大雑把な議論ではなくて、今回の改変が農協を強くすることではなくて、かえって弱くするということを申し上げていることを説明しておきたいと思います。

○高橋孝眞委員 現在の農協そのものについては、非常に危ういという話もありますけれども、資本注入を受けたことによって、六つの農協については非常に強固になってきていると思っております。そういう意味合いでは、逆に言うともう少し内部留保だけではなくて、組合員に還元する道をとらせるべきであると思うところでもあります。

確認なのですけれども、信用事業の関係については、県信連に譲渡することができるような話がありました。これは、私の認識だと預金の譲渡はできるのですけれども、債権譲渡はできないのではないかと、合併をしないとできないのではなかったのかと思っておりましたし、不良債権については、すべて債権買取機構に行かなければいけないという意味合いで、そう簡単に信用事業の譲渡ができるという内容ではないと思っていましたけれども、どうなのでしょう。

○高橋指導検査課長 信用事業譲渡の部分につきましては、制度上できることになっていて、今の段階で具体的にどう進めるのかが議論されていますので、農協法自体を改正する必要はなく、ただ具体的に進めるには、今の形でははっきりしないところがあるというところで、そこは詰める必要があると承知しております。

債権買い取りの条件などの細かいところの議論が、今どうなっているかまでは承知していません。

○工藤勝博委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。

本請願の取り扱いはいかがいたしましょうか。

〔「採択」「不採択」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 採択の御意見がありますが、不採択というのもあります。

○小野共委員 次まで持ち越しかではなくて採決でいいのですか。

○工藤勝博委員長 本請願については、採択と不採択の意見がありますので、採決を行います。

○佐々木大和委員 意見は。

○渡辺幸貫委員 まず、討論では。

○工藤勝博委員長 本請願に対しての意見、質疑、討論という話もありましたけれども、先ほど来、説明に対しての意見、質疑がありましたので、それを討論とみなして採決をいたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

○高橋孝眞委員 今回の請願について、結局は、今回の農協改革については農業団体と合意をしているわけで、農業団体については、農家そのものが組織をした団体でもありますので、我々農家の組織を考えての合意事項であるという意味合いから考えて、私はその合意に賛同すべきであると思うわけであります。

全農改革の関係につきましては、株式会社になった場合、現実的には株式公開をしなければ取引はほとんどないのだろうと思いますが、株式公開のところまでいくわけではありませんので、ただ独占禁止法の問題は若干あるのかもしれませんが、今全農の取引は100%あるわけではなくて、株式会社を通じての取引が多いので、独占禁止法そのものについても、そこまでのことは考える必要はないのではないかと思います。

そういう意味合いで、農業委員会の関係につきましては、今の農業委員会の構成では多

様な人材が選出されないということを含めると、今回のような改革をしていくべきであると思ひまして、今回の請願には反対いたします。

○工藤勝博委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 なければ、本請願についての取り扱いをさせていただきます。

先ほど採択と不採択との御意見がありました。それで、本請願について両方の意見がありますので、採決を行いたいと思ひます。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○工藤勝博委員長 起立多数であります。よって、本請願は採択と決定いたしました。

なお、本請願につきましては、国に対し意見書の提出を求めるものでありますので、本定例会に委員会発議したいと思ひます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

それでは、意見書の文案を検討いたします。当職において原案を作成いたしましたので、事務局に配付させます。

〔意見書案配付〕

○工藤勝博委員長 ただいまお手元に配付しました意見書案をごらんいただきたいと思います。これについて御意見はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 なければ、これをもって意見交換を終結します。

お諮りいたします。意見書案は原案のとおりとすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 御異議なしと認め、意見書案は原案のとおりとすることに決定しました。なお、文言の整理等については当職に御一任願ひます。

以上をもって、請願陳情の審査を終わります。

この際昼食のため休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○工藤勝博委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、発議案第1号食と農林水産業の振興に関する条例を議題といたします。この際、本条例の検討に携わった渡辺幸貫委員に本条例についての説明を求めます。

○渡辺幸貫委員 この発議案は、各会派共同提案の政策的議員提出条例として提案したものであり、各会派を代表して御説明いたします。

本県の農林水産業は、豊かで多様な自然環境に適応しながら生産者のたゆまぬ努力と創意により生産が拡大され、全国でも有数の地位を築くとともに、安全で安心な農林水産業

の供給を通じて、県民の豊かな食生活や地域の特色ある食文化を創造してきました。しかしながら、本県の農林水産業を取り巻く環境は、従事者の減少、高齢化等による担い手の不足や、農林水産物の価格低迷、生産資材の価格高騰などにより一段と厳しさを増しており、農林水産業者の努力や従来どおりの振興策だけでは発展を望むことは難しい状況となっており、さらには東日本大震災津波による甚大な被害からの回復の途上にあるなど、生産現場では経営の継続に大きな不安を抱えております。

このことから、農政、農林水産業者、県民等が一体となって、食と農林水産業の振興に関する施策に一層取り組むため、議員提案により条例を制定することとされ、昨年3月から15回にわたり検討会議を開催し、検討を行ってきたところであります。

それでは、条例案について、便宜お手元に配付いたしております条例案要綱により説明させていただきます。

制定の趣旨は、食と農林水産業の振興に関し、基本理念及びこれに基づく施策の基本となる事項を定め、関係者の責務及び役割を明らかにするとともに、県民の参加のもと、食と農林水産業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本県における農林水産業の持続的な発展及び県民の安全で安心な暮らしの実現に寄与するため、条例を制定しようとするものであります。

次に、条例案の内容についてであります。1の目的では、本条例を制定する目的について定めております。

2の定義では、本条例における用語の意義について定めております。

3の基本理念では、食と農林水産業の振興に関する基本理念について定めております。

4の関係者の責務及び役割では、食と農林水産業の振興に関する県の責務並びに市町村、農林水産業者及び県民の役割について定めております。

5の主な施策についてであります。食と農林水産業の振興に関する主要な施策として、地域の特性を生かした農林水産業の推進、農林水産業経営の安定、生産基盤の整備及び保全など11の施策を定めております。

6の施策の推進では、施策の概要の公表、財政上の措置について定めております。

7の施行期日についてであります。一部の規定を除き、平成27年4月1日を予定しております。

以上が条例案の概要であります。よろしく御審議の上、原案に御賛成くださるようお願いいたします。

○**工藤勝博委員長** ただいまの説明に対するものも含め、質疑はありませんか。

○**喜多正敏委員** 農政が激変するさなかでありまして、農林水産業の振興に関する条例が各会派の提案として取りまとめられたことについて、関係する議員の皆様から敬意と、そして賛同を示すものであります。平成17年10月に農村の活性化に関する条例が公布されて、今回会派共同提案条例となったわけではありますが、この理念の中に、農産漁村の地域特性とあるわけでありまして、県としては農村の活性化に関する条例による農業

振興における効果と課題をどのように認識され、またこのたび新たに制定されようとしている食と農林水産業の振興に関する条例を受けて、どのように対応しようとしているのかお伺いしたいと思います。また、平成 27 年度予算にこの条例の趣旨と合致するような取り組みがあればお伺いしたいと思います。

○藤代企画課長 農村の活性化条例のこれまでの成果と課題ですけれども、平成 17 年に制定されました農村の活性化条例につきましては、本県で受け継がれてきました結いの精神の再評価などを行いまして、心豊かな住みよい活力ある農村構築を目指した条例と認識しています。

県におきましては、この条例に基づきまして、子供たちの農林水産業の体験学習ですとか、農村地域に伝わる食文化の伝承、農村行事の活動の促進、地域共同による農山漁村の環境保全などの活動促進に取り組んでいます。

その成果ですけれども、地域の食文化の伝承活動を行う食の匠という制度を設けていますが、食の匠につきましては、平成 22 年で 217 人認定しておりましたけれども、平成 26 年には 246 人まで増加しています。またこの方々による地域における食文化の伝承活動ですとか、地域資源を生かしました 6 次産業化、農産加工ですとか、産直での販売の取り組み、そういったような農村ビジネスが広がってきている状況と考えています。

さらに中山間地域等直接支払制度の集落協定がありますけれども、平成 26 年におきましては、対象農地面積の約 90% となります 1,198 の集落で締結されておまして、地域共同による農村の環境での取組みが広がってきて、一定の成果が上がっていると捉えています。

今後の課題といたしましては、まだ震災前までの水準には戻ってきておりませんが、農業体験型教育旅行の受け入れ学校数が徐々に回復してきており、こういったようなところを活性化させて、農村地域の交流人口の拡大につなげていきたいと考えているところです。

今回の食と農林水産業の条例にどのように対応するのか、そして平成 27 年度予算で合致するものがあるかという質問についてですけれども、県といたしましては、この条例制定を踏まえ、農林漁業に携わる方が意欲と希望を持って経営を実践できるように生産者や関係団体と連携しながら取り組んでいきたいと考えているところです。

平成 27 年の予算案に合致する取り組みについてですが、例えば第 8 条におきましては地域の特性を生かした農林水産業の推進が掲げられているところですが、この分野におきましては地域農業マスタープラン等の実践支援ですとか、園芸、畜産産地の生産力、ブランド力の向上といったような取り組みと捉えていまして、平成 27 年度の当初予算におきましては、認定農業者や集落営農組織等の経営高度化、産地の核となる経営体の規模拡大、園芸、畜産の生産拡大に必要な機械、施設の整備などを総合的に支援いたしますいわて地域農業マスタープラン実践支援事業に約 2 億 3,000 万円を計上しているところです。また、第 9 条に農林水産業経営の安定ということが掲げられていますけれども、農業に関してですが、国の経営所得安定対策の円滑な実施、米価下落に対応した資金支援などの取り組みといたしまして、経営所得安定対策推進事業費に約 2 億 6,000 万円、米価下落緊急

対策資金貸付金に約5億円を計上させていただいているところです。

このような取り組みを通じまして、条例の基本理念に掲げられております収益性の高い安定的な農林水産業経営が行われるよう取り組みを進めていきたいと考えているところです。

○喜多正敏委員 世界的にいうと人口爆発時代を迎えて、穀物も高い水準でいくだろうという中で、我が国の食料は、まず我が国で生産するということが基本だろうと思いますし、今や農林業の振興は、生産者もそのとおりでありますけれども、その先にある県民なり国民の健康と暮らしが大事だということでありまして、そういうことを見据えた今回の条例は極めて有意義な、時宜を得たものと思っているわけでありますので、県当局におかれても、既にそういう方向で施策が打たれていると思いますので、ぜひともこの条例の趣旨が活かされるように今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

○工藤勝博委員長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 ほかに質疑がなければ、これをもって渡辺委員の説明に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、付議案件の審査を終わります。この際、何かありませんか。

○喜多正敏委員 米価下落に対しまして緊急対策貸付金を実施されたわけでありませけれども、現在までの貸付総額、貸付農家数、平均貸付金額、貸付総額20億円に対する割合や調整貸付件数などと比べてどうなのか、前回の貸付状況との比較ではどうかということについてお伺いします。

営農相談などの窓口を設置したわけでありませけれども、相談件数や、どのような相談があったか、その対応についてはどのようにされたかお伺いします。

○高橋団体指導課総括課長 まず、米価下落緊急対策資金貸付金の関係です。平成27年2月末現在の融資総額ですが、9,074万3,000円という状況です。貸付農家数ですが、貸付件数ということで51件になっています。平均貸付金額ですが、割り返しますと177万9,000円という状況です。20億円の貸付枠に対する割合ですが、4.5%となっています。想定された件数に対してどうかというお話でしたが、この資金の策定の考え方としまして減収額を推計したものについて、3割程度ということで20億円の融資枠にしたところであり

まして、この時点で件数を想定したものではありませんでした。

前回の貸し付けに対してどのような状況になっているかということですが、前回は、3月末まで4,973万9,000円という状況でした。貸付農家数に関しては116件で、平均貸付金額は42万9,000円となっております。融資枠に対する割合ですが、前回は2.3%でした。前回と比較しますと、今回は件数が約半分ですけれども、融資額では2倍という状況になっています。

2点目の相談窓口の関係です。平成26年10月6日から設置して対応しており、平成27年2月末現在、17件となっています。相談内容及び対応ですが、資金の概要ですとか、貸し付けの窓口、どこに行けば貸し付けが受けられるかという資金関係の相談が15件です。これらの対応につきましては、貸し付け対象等の制度の説明を行うこと、また具体的な手続について、最寄りのJAに相談していただきたいという説明などをしております。あと営農相談が2件ありました。対応としましては、平成27年の作付けに向けて、ナラシ対策とともに飼料米の作付け、低コスト技術指導などについて説明をしたところです。

○喜多正敏委員 貸付枠に対して4.5%と、まだまだ期間があるわけでありましてけれども、最終的にどのような状況になるのか、それから比較的貸し付けがそんなに伸びていないのは、借りても返せないのか、借りなくてもいいのか、資金の精算や支払いが、時期的にまだ2月で早いのかどうか、そういったことについての所感はどうなのでしょう。

○高橋団体指導課総括課長 現在、2月末の数字でありまして、前の例から申し上げましても、一番の資金の需要期は年度末でした。そういうことから申しますと、これから伸びる形ではないかと思っています。農協の担当者のお話を聞きますと、これから若干はあるだろうと聞いているところです。

○喜多正敏委員 いずれ、大変米価が下落し、また国の手当てなどもいろいろあるわけでありましてけれども、実態をお聞きして、しっかりと対応していただきたいと思います。

それから、今回進めようとしている極良食味米や良食味米について、土づくりが非常に大事であろうと思っているわけでありまして。飼料米や米価下落の中で適切な施肥より、品種や収量の向上、コストの低減を図るということに効果があると思います。平成22年2月の一般質問での私の質問に対して、国の補助事業を活用して、簡易土壌診断分析システムを集落営農に約40台導入し、県全体では1万4,000点の土壌診断の実績で、生産現場の責任設計を助言するアドバイザー319名を育成し、今後ともアドバイザーの育成や診断技術の向上を図ると答弁しており、当時青森県では日本一の土づくりを目指して稲作農家4万6,000戸に対して、土壌診断未実施の3万2,000戸分の窒素、リン酸、カリウムの量がわかる簡易土壌キットを7,000個、県、全農がそれぞれ折半して、市町村、農協の営農指導員、県職員が土壌診断を行う計画だったというのがあったわけでありまして。

そこでお伺いしたいのですが、本県の現在の土壌診断の対象と実績はどうなっているのか、土壌診断の必要と、全体の点数はどのくらいなのか、それは、米作付面積ではいくらになるのか、また実施済み面積はいくらになるのかについてお伺いしたいと思います。

○前田農業普及技術課総括課長 当県では、良質米の生産に向けて土づくりを基本として進めています。その中で、適正な施肥等の前提として土壌診断は非常に重要なものです。まず、土壌診断の体制と実績です。土壌診断について精密分析で申しますと、主に全農センターと県の中央農業改良普及センターの圏域にある機械を使って実施しています。平成25年度で申しますと精密分析で1万点、さらに簡易分析もありますので、それを合わせれば1万2,000点実施している状況です。それから、平成20年の1万4,000点に対して若干減っているという状況ですけれども、精密分析そのものの点数はそんなに減っているわけではありません。

土壌診断に対応した米の面積については、実施した点数と、実際に分析結果を反映させる面積は捉えられない状況で、目安としますと県内の食用米の作付面積は5万1,000ヘクタールほどですので、これを分析点数で割り返すと46ヘクタールに1点という密度で分析している状況になります。さらに、水田については毎年の分析というよりは、5年に1回ぐらいの分析ですので、実質は10ヘクタールに1点程度の密度で実施していることになり、密度とすれば十分で、少なくない実施点数になっていると考えています。

○喜多正敏委員 田んぼは場所によって、一概に1枚の田んぼだから同じというわけにはいかないのではないかと思います。

お聞きしたいことは、食用の5万1,000ヘクタールの耕作面積のうち、一遍でも二遍でもいいですが、土壌診断が終わったのはどのぐらいの面積で、これから継続的に土壌診断を重ねていかなければならない面積はどのぐらいあるかということをお伺いしたいわけです。

つまり、県では計画として、想定面積を逐年積み重ねると思うのですが、点数で言ってもわからないわけで、面積でいくとどうなのかということをお伺いしたいです。

○前田農業普及技術課総括課長 正確な数字は持ち合わせていませんが、全国で見れば大体30ヘクタールか40ヘクタールに1点という分析の密度になっていますので、大体全国平均並みの密度でやっていると捉えておりますし、それを繰り返してきたことで必要な主な飯米農家の面積については、大体このサイクルの中で実施されてきているものと捉えています。

○喜多正敏委員 5万1,000ヘクタールは一巡したというものなのか、5万1,000ヘクタールの中で、例えば3分の2は終わって、3分の1は未実施でこれからやるのか、そういう全体の計画、あるいは実績を捉えてやらないと見通しが立たないと思うのです。加えて極良食用米については、もちろん作付するところとその農家を絞るということでもありますから、あとはやると思うのですけれども、加えて、当然ながらブランドをつくっていくことが必要で、そのほかのブランドについても一定水準以上でないと全体のブランドは構成されないわけです。米は土で、小麦は日で、ということもあるぐらい土づくりは大事なわけですので、その辺がわかるようにする必要はあると思いますけれども、どうなのでしょう。いずれ、今わからなくても、きちっと計画的に管理をしていかないと

土壌診断自体が成り立たないのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○**前田農業普及技術課総括課長** ほぼ一巡したのではないかと、それに相当するくらいの実施、分析をしてきたとお話ししましたが、土壌の実態を見ればリン酸であるとか、カリが必要以上に蓄積している水田土壌が多く見られますので、今後、かつて分析したものについてももう一度分析し、確認し、その土壌の状態に合わせた適正施肥を指導していく上では、まだまだ続けていかなければならないと思っております。

さらに、今度の岩手 118 号については、より細かいメッシュで土壌を分析しながら、今後、明らかにされる栽培マニュアルに対応した施肥ができるような分析をしてまいりたいと思いますし、現在の体制の中で、分析が可能になっています。

○**喜多正敏委員** 土壌診断については機器を設置して、あとは分析する思うのですが、平成 26 年度、27 年度、土壌診断にかかる経費はどのくらいなのでしょう。

○**前田農業普及技術課総括課長** 大半の分析につきましては、全農の分析センターが行っておりまして、予算については把握していません。また、中央普及センターで実施しているものについては、管理運営費の中でやっているものですが、現在その数字を持ち合わせておりません。

○**喜多正敏委員** アドバイザーは、その後ふえているのでしょうか。育成はしているのでしょうか。いずれ計画的に進めていただきたいということでもあります。そのことを聞いて終わります。

○**前田農業普及技術課総括課長** 平成 21 年に簡易分析機であるスキャナライザーを開発したときに、その機器を使った分析の技術を高めるということで、507 人の施肥設計アドバイザーを認定しています。また、スキャナライザーのほうが、精度等の問題で余り使えないことになったものですから、その後アドバイザーの更新はしていません。

それにかえて土壌設計、分析、施肥設計に関する知識を持った方を育成するということは大事ですので、平成 25 年からは上級、中級、それぞれの持っているスキルに合わせた土づくりの施肥改善研修会を実施しまして、知識、技術の向上を支援しているところです。

○**高橋孝眞委員** 久慈市の水産加工の補助事業であります。補助金返還について、新聞報道では、大原商店と、市の冷凍水産加工業協同組合と、二つ出てくるわけでありませけれども、これはどういう関係で、どういう委託をしたのか、教えていただきたいということと、もう一つは補助金返還請求をしたということですが、期日なりはどのようになっているのか教えていただきたいと思えます。

○**五日市技術参事兼水産振興課総括課長** 大原商店と冷凍水産加工業協同組合の関係ですけれども、県が補助事業の実施主体として直接契約しているのは冷凍水産加工業協同組合です。冷凍水産加工業協同組合が大原商店の施設を修繕して、冷凍水産加工業協同組合の傘下の組合員がそれを共同利用するという趣旨で、冷凍水産加工業協同組合と大原商店が契約をしております。その契約の中で、大原商店が自分の会社の施設を修繕した経費に対して、冷凍水産加工業協同組合が県から払われた補助金を支出するというような契約に

なっています。

それから期日ですが、3月23日が支払期日となっております。

○高橋団体指導課総括課長 冷凍水産加工業協同組合と大原商店の関係ですが、有限会社大原商店ですけれども、久慈市冷凍水産加工業協同組合の組合員という位置づけです。

○高橋孝眞委員 補助事業そのものについては、冷凍水産加工業協同組合が補助の相手先だと思っております。事業実施主体はそちらだと思っておりますので、なぜ大原商店という部分が出てくるのかと疑問に思ったわけでありましてけれども、補助事業上そういう採択の格好は問題がなかったのかということと、23日までに補助金返還ということですが、返還されなかった場合はどうなるのかについても教えていただきたいと思っております。

○五日市技術参事兼水産振興課総括課長 大原商店は、冷凍水産加工業協同組合の組合員ですし、冷凍水産加工業協同組合の組合員として、持っている施設を適切に、みんなで使用するということについて契約をし、そしてその工事を冷凍水産加工業協同組合が大原商店に委任したということで、委任事項そのものについては正しいものと考えております。

それから、23日までの履行についてであります。現在冷凍水産加工業協同組合のほうで検討しているものと伺っております。

○高橋孝眞委員 23日までに返ってくるだろうと思っておりますから、まずはよろしくお願ひしたいと思っております。大原商店に一部委任と言っても、委任する理由、内容、設備などがあると思っておりますし、補助事業でありますから、仕様書を出して見積もりをとる、ないしは入札にかけるということだろうと思っておりますけれども、中身等についてはまた別問題としましても、こういうことが後から出てきたということは若干問題ではないのかと思うわけですが。

当然復旧復興で、急いで水産業の関係でやらなければいけなかったのはそのとおりでありまして、どこまで吟味してやられたのかといえば、それもそのとおりかもしれませんが、ただ最終的には、国の予算ですから会計検査が入ってくるわけですが。私のほうから言うのもおかしいですが、会検対策もちゃんとやっておかなければ困るのでないかということをお話しておきたいと思っておりますし、それをもう一度見直ししながら、ある程度書類が不備なものは、今のうちから整理をしながら根拠をきっちりつかんで、こういうことが起きなければいいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○五日市技術参事兼水産振興課総括課長 今回の件では、国に補助金の交付申請をし、認められた事業ではありますが、現段階では国からまだ予算を受領いたしておりません。すべて県費で対応させていただいている部分があります。事前の前金払いの検査におきまして、支出したものは、現段階では全て県費です。

そして、本当に震災の当初、平成23年、24年、物すごく復旧が急がれた中で、国に緊急的にこういう事業を創設していただき、一定の内容がわかるものを提出することで、国のほうでも事業を採択して、早急な施設整備を認めていただいたものであります。ただ、このような事案が発生したということは、非常に問題でありますし、ほかの事業も相当多くやっておりますので、どのような対応をしていけばいいのか、さらに検討させていただ

きたいと思います。

○高橋孝眞委員 いずれ他の事業でも完了した部分があると思うのです。そういうものをもう一度見直しておいて、整理すべきは整理して対応したほうがいいだろうと思います。コールセンターのほうの事業を見ていると、後から言った、言わないというようなことがありますから、最終的にはその辺までの対応を、今のうちからやっていったほうがいいという意味であります。

それから、米の関係ですけれども、今回の岩手 107 号、岩手 118 号については 1 万 5,000 円から 1 万 6,000 円の全国でも 5 番以内に入るという設定をしたいということでもありますけれども、現実的に農家の手取りを考えますと、多分その辺から平均的には 2,500 円前後が農協なり全農なりの流通手数料になってくると思うのです。そうしますと、最終的には 1 万 3,000 円前後になってしまうので、本当にそれで再生産できるかという、厳しい人もあれば、厳しくない人もあるかもしれません。いずれにしろそういう価格設定ではなくて、岩手 118 号を出した場合に、岩手県として、必ずトップになれるような数字を持つということは、需要と供給の関係でいかに米の在庫量を減らすか、全国の在庫量を減らすかということにかかっていると思うのです。そういう意味合いでは、流通対策として販売面の努力だけでも、米価そのものについては、上げることはできないと思いますので、それまでに適正在庫に持っていくような施策をしなければ 1 万 5,000 円も 1 万 6,000 円も可能ではないのではないかと思います。

そういう意味合いで、餌米をつくるとか、ホールクロップをやるとか、そちらにどんどん誘導させることが重要だと思いますし、種の問題等、計画上から見ますと、米はかなり難しいのではないかと思いますので、来年度にかけて今のうちから対応策をとっていく必要性があると思いますが、いかがでしょうか。

○星野水田農業課長 米価は需要と供給で決まります。今需給が変わってきますので、下がっている状況です。それで、県とすれば国からいただいています生産する動きがありますので、それはそれで達成していきたいと考えていますが、いかんせん米価が低いということで、再生産が厳しい地域にありましては、飼料用米のほうがいいという場合もありますので、産地交付金を活用しまして、今回団地的な取り組みとか、直播での取り組みとか、そういった取り組みに対して 10 アール当たり 1 万円なり、3,000 円なりを交付することで飼料用米の取り組みを応援していくことにしています。

○高橋孝眞委員 生産数量目標から見ますと、そのとおり努力をしているということになるわけですけれども、これをやっても在庫量そのものについては 200 万トン以上になるわけです。200 万トンまで落とす、毎年 8 万トンずつ消費量が減ることになると、180 万トンなり 190 万トンなりに落としてこないと価格が絶対に上がらないわけでありますから、そういうことを含みながら、徹底してやらない限りは米価が上がっていかないと思います。岩手県だけでやっても仕方がないといえばそのとおりかもしれませんが、岩手県の米を販売していく意味合いでは、まず岩手県としては今年、来年、再来年、そこを徹底し

てやる期間にしなければいけないのではないかと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○工藤勝博委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 ほかになければ、これをもって本日の審査を終わります。執行部の皆様は退席されて結構です。

委員の皆様には委員会調査について御相談がありますので、少々お待ち願ひます。

それでは、次回の委員会運営についてお諮りいたします。

次回4月に予定しております閉会中の委員会でありましたが、所管事務の調査を行いたいと思ひます。調査項目については、日本型直接支払制度の概要及び取り組み状況についてといたしたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。なお、詳細については当職に御一任願ひます。

次に、委員会調査についてお諮りいたします。当委員会の来年度の委員会調査についてでありますがお手元に配付いたしております委員会調査計画（案）のとおり実施することとし、5月の調査の詳細については当職に御一任願ひたいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤勝博委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたします。

追って継続調査と決定いたしました件につきましては、別途議長に対し閉会中の継続調査の申し出を行うことといたしますので、御了承願ひます。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会といたします。